

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達（案）に対する意見募集について

令和 8 年 3 月 3 1 日
経 済 産 業 省
大臣官房産業保安・安全グループ
製 品 安 全 課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

本改正は、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）について、別表第二、別表第三及び別表第五を別表第十二に一本化するための見直しや、別表第十二について国際的な技術動向を反映させるための見直し等を行い、現行通達の一部を改正するものです。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達（案）」

3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

(2) 窓口での配布

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ製品安全課
（東京都千代田区霞が関 経済産業省本館9階西6）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和8年3月31日（火）～令和8年4月29日（水）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」 (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛てにお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ製品安全課

パブリックコメント担当 宛て

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：bz1-pubcome-denan_kaishaku@meti.go.jp

（電子メールの件名を「【パブコメ意見】技術基準解釈の改正について」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

(別紙)

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ製品安全課 パブリックコメント担当 宛て

「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達(案)」に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
<p>[御意見]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 該当箇所 (どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。) ・ 意見内容 ・ 理由 (可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)	